

【別表】

納付金など	問い合わせ先
市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税など)、国民健康保険税	税務課収税班 (☎62-5322)
上下水道料金(水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料)	旭市上下水道お客様センター (☎63-8881)
介護保険料	高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)
後期高齢者医療保険料	保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)
市営住宅使用料、雇用促進住宅使用料	都市整備課建築住宅班 (☎62-5895)
保育料、保育所等給食費	子育て支援課保育所運営班 (☎62-5313)
放課後児童クラブ受託料	教育総務課指導班 (☎85-8634)
配食サービス利用料	高齢者福祉課高齢者班 (☎62-5350)
借金の返済などに関する相談	旭市消費生活センター (☎62-8019) ※午前9時～午後4時。

期限内に納付しましょう
市税や保険料などの納付金は、期限内の自主納付が原則です。

督促状の発送日から10日を過ぎても納付がない場合は、財産の差し押さえなどの対象になります。借金の返済などがあります。

市が行っているさまざまな行政サービスは、皆さんからの納付の積み重ねによって成り立っています。やむを得ない事情で納付に困った場合は、担当課に相談しましょう。

納付は期限内に

市税・保険料・使用料など



も、納付できない理由にはなりません。期限を守って計画的に納めましょう。

納付に困ったときは相談を

病気や失業、災害、生活困窮などのやむを得ない事情で、期限内の納付が困難になった場合は、納付計画などの相談に応じています。早めに担当課に問い合わせてください(別表)。

借金の返済などで困っている人は、旭市消費生活センターに相談してください。

納付は便利な口座振替で

市では、口座振替による納付を原則としています。納付書で納めている人は、便利で納め忘れない口座振替に切り替えましょう。



令和7年度「第3回ぽるぽろ」アートを通じて「海」を感じよう

海の大切さを再認識し、もっと身近に感じてもらうため、アート制作体験などの幅広い年代が気軽に楽しめるイベントを開催します。

参加者には、景品も用意しています。

日時／11月15日(土) 午前9時～正午

場所／いいおかユートピアセンター

申し込みが必要なもの

●プラごみで作るキーホルダー制作

定員／50人 ※先着順。

申込期限／10月31日(金)

申し込み方法／市ホームページの応募フォームから申し込むか、スポーツ振興課にある申込書に必要事項を記入し、提出してください。



自由に参加できるもの

●缶バッジ作り ●ニュースポーツ体験(輪投げなど)



●あさピーとじゃんけん大会

申し込み・問い合わせ先

日本一身近な海づくり推進協議会事務局(☎64-1132・スポーツ振興課スポーツ振興班内)